

知って
得する!

3・4月の市民課は大変混雑します!

証明書の取得方法

3月初旬〜4月中旬は、証明書の取得や転入・転出などの手続のため、市役所2階の市民課窓口が1年間で最も混雑します。2月1日から開始した証明書コンビニ交付サービスの活用など、少しでも時間を短縮できる証明書の取得方法をご利用ください。

混雑が予想される

曜日・時間を避ける

混雑する曜日／月・金曜日
混雑する時間／10〜15時
※受付時間は、8時30分〜17時15分です。



手続に必要なものを

あらかじめ確認する

手続内容によって、手続できる人や必要な持ち物が異なります(下表参照)。
詳しくは、市ウェブサイトをごらんいただくか、お問い合わせください。
「市ウェブサイト」くらしと市政↓
くらし・手続↓登録・証明↓証明
●税証明については
くらしと市政↓くらし・手続↓税金↓各種証明書

住民票の写しを取得する際は

通常、住民票の写しにはマイナンバーは記載されません。マイナンバー入りの住民票の写しを請求する際は、必ず窓口でお申し出ください。

手続できる人と持ち物 (一例)

証明書の種類	手続できる人	持ち物
住民票の写し	本人、同一世帯員	本人確認書類 (運転免許証、保険証など)
住民票の除票の写し	本人、死亡届出人、同一世帯員	本人確認書類 ※請求する証明書の本籍、筆頭者の確認をします。
戸籍に関する証明 (戸籍全部事項証明書、除籍など) (★)	本人、配偶者、直系血族、養親、養子など ※義理の親子は不可。	印鑑登録証 ※氏名、住所の確認をします。
印鑑登録証明書	本人、代理人	

★除籍や改製原戸籍を請求する際は、「父の出生から婚姻までつながる戸籍」「母の死亡の記載がある戸籍」など、必要な事項を具体的にお伝えください。

【問い合わせ】
証明に関すること

市民課 ☎(55)2747

☎(53)2500

マイナンバーカード

に関すること

市民課 ☎(55)2977

届出に関すること

市民課 ☎(55)2749

税証明に関すること

収納課 ☎(55)2729

☎(55)0063

休日開庁を利用する

毎月第1日曜日(1月は除く)と3月の最終日曜日は、市民課などの窓口を開庁しています。
3・4月の開庁日と開庁窓口／
●3月5日

市民課、収納課、国保年金課

●3月26日、4月2日

市民課、国保年金課、こども家庭課、学務課

※収納課は4月2日のみ開庁。

開庁時間／9〜16時

※一部取り扱いきれない手続や即日処理できない手続がありますので、事前にお問い合わせください。

各地区まちづくりセンターの市民サービスコーナーを利用する

取扱日時／月・金曜日(祝休日、年末年始は除く) 8時30分〜17時

発行できる証明書

- 戸籍全部(個人)事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 住民票(除票を含む)の写し
- 身分証明書
- 年金現況証明
- 所得証明書
- 所得課税証明書
- 固定資産評価証明書
- 固定資産課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車車検用証明書

証明書コンビニ交付サービスを利用する

2月から、マルチコピー機(キオスク端末)が設置されている全国のコンビニエンスストアで、マイナンバーカードを使って、住民票の写しなどの証明書が取得できるようになりました。マイナンバーカードがあれば、必要な時に「待たずに」「簡単に」証明書を取得できます。

取扱時間／6時30分〜23時
(年末年始、メンテナンス日は除く)

コンビニ交付のメリット

早い▽混雑時でもお待たせしません
簡単▽申請書の記入が不要です
便利▽全国のコンビニエンスストアで発行できます

※住民基本台帳カードを利用した「証明書自動交付機」は、平成29年1月で終了しました。今後は、マイナンバーカードによる「証明書コンビニ交付サービス」をご利用ください。この機会にぜひ、マイナンバーカードの取得をご検討ください。

